

# 告 示

## 埼玉県告示第八百十九号

測量計画機関である春日部市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

春日部市

### 二 作業種類

北春日部駅周辺地区現況測量業務委託 公共測量（基準点測量 水準測量）

### 三 作業地域

春日部市梅田外一地内

### 四 作業期間

平成二十九年五月三十一日から平成三十年二月二十八日まで